

## 1 都市づくりの基本方針

### (1) 人口減少社会への対応

本町では、少子高齢化等の影響により人口の減少局面を迎えることが想定されます。町の人口が減少することによって、空き家・空き地の増加とその管理方法、地域コミュニティの衰退、都市基盤施設のランニングコストの負担増加などの問題があるほか、今後、居住者減少による商業施設の撤退などに直面するおそれもあります。

このため、市街地全体の空洞化を防止するため、公共交通を考慮のうえ、居住地域を緩やかに集約し、その地域内の人口を維持するとともに、商業施設、医療・福祉施設などの生活利便施設の立地を誘導することが求められています。

今後、本町では、自然景観との調和を図りながら、人口減少社会に対応した持続可能なコンパクトなまちづくりを検討します。

また、人口減少を抑制し、まちの賑わいを創出するため、市街地内の未利用地の利用促進を図るとともに、鉄道駅周辺の再開発の手法を模索していきます。

### (2) 成熟都市の運営への対応

本町の市街地は、その大半が土地区画整理事業により整備され、道路・公園等の都市基盤施設も充実しており、極めて高度に成熟した都市が形成されています。

このため、今後の都市運営では、道路・公園等の維持・管理が重要な課題となり、老朽化した都市基盤施設の長寿命化や機能更新など、計画的な取り組みが必要となります。

また、生活基盤施設の充足に加えて、今後はますます「利便性」「快適性」「安全性」等の要素が強く求められることが想定されることから、良好な都市景観のあり方や安全・安心な市街地の形成などの要望に対する、地域住民との協働によるまちづくりのあり方を検討します。

### (3) 都市基盤未整備地区への対応

本町の一部の市街地では、土地区画整理事業が未実施であることから、都市基盤整備が不十分な状況が見られます。

今後、都市づくりを進めていくためには、さらに道路・公園・下水道等の都市基盤整備に努め、住民の生活環境を快適なものとするとともに、環境負荷の少ないライフスタイルを実現する必要があります。

このため、良好な生活環境と整然とした市街地の形成を図るとともに、環境負荷の少ないライフスタイルを実現するために、土地区画整理事業や住民との協働による地区計画の手法を視野に入れながら環境改善に努めます。

また、土地の境界を明確にする地籍調査事業に取り組み、有効な土地利用を推進していきます。



## 2 都市の将来像

### (1) 目標年次の設定

第二次大泉町都市計画マスタープラン（一部改訂版）（以下「本マスタープラン」という。）は、10年後の令和12年を目標年次として設定します。

### (2) 都市の将来像

本マスタープランは、大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～（以下、「総合計画」という。）に定められた将来都市像を実現するための部門別計画であることから、都市の将来像の設定にあたっては、総合計画における将来都市像である、

『住んでみたい 住み続けたいまち おおいずみ』  
～みんなで創る 個性輝き、希望あふれるまち～

を根底に踏まえるとともに、総合計画において関連のある「基盤整備」と「生活環境」の2つの分野の将来のまちの姿となる基本目標との整合を図り、本マスタープランの都市の将来像を下記のとおり定めます。

「快適で住みやすく 環境と調和した安全安心なまち」

これまで本町は、快適かつ豊かな都市環境の充実に向けて、道路環境の整備をはじめとする基盤整備に取り組むとともに、協働の視点から町民や地域、団体と連携し、快適に生活できるよう地域環境に配慮した事業や安全安心なまちづくりを積極的に実施してきました。

今後、本町では、道路の整備や維持管理をはじめ、公園・緑地の保全、災害に強い河川・水路の整備、下水道やごみ処理体制の整備、防犯や交通安全対策を推進するとともに、公共交通の利便性の向上を図り、持続可能なコンパクトなまちづくりをとおり、「快適で住みやすく 環境と調和した安全安心なまち」の実現を目指します。

### (3) 将来人口の設定

#### 1) 将来人口の概要

将来人口は、目標年次を令和12年とし、大泉町人口ビジョン（令和2年3月改訂）から引用しています。

#### 2) 将来人口の推計

将来人口は、以下のとおり推計します。

項目	推 計 値		
	平成27年	令和2年	令和12年
総人口(人)	41,202	40,905	39,377

※平成27年の総人口は、平成27年国勢調査の数値です。

## 3 将来都市構造

### (1) 将来都市構造の基本的な考え方

本町の都市構造は、平坦な地形の上に大規模工場を核とする工業地を中心とした住宅市街地が広がっており、計画的な市街地開発にともなう幹線道路が整備されています。

商業集積や農地の保全は必ずしも十分とは言えませんが、東毛地域の中核都市である太田市や近隣市町との機能分担と連携が図られており、快適な生活環境が形成されています。

また、市街地の随所に立地する公園やいずみ緑道、利根川の河川空間により、水や緑とふれあうことのできる潤いに満ちた都市環境が形成されていることも本町の大きな特徴といえます。

将来の都市構造を検討するにあたっては、これらの良好な市街地環境を形成する基本構造を前提としながら、都市拠点(点)・都市軸(線)・ゾーン(面)の連携・配置のあり方に着目し、本町の持つ優位性や特性などを十分に発揮しうる都市構造の構築を目指します。

#### 1) 都市拠点形成の考え方

都市拠点は、人々の活動が集散する場所であり、高度な都市機能を有する点として、以下の考え方によって都市拠点を設定します。

##### ①都市活動拠点

鉄道駅を中心とする交通結節機能・商業業務機能が集まる場所は、本町の活動を活発化するために重要な拠点であることから、各々の活動が効果的・効率的に行えるように配慮する必要があります。

このため、都市活動拠点としての位置づけを行い、交通・商業・業務・医療・福祉・文化等の都市機能の集積・高度化を図ります。

##### ②コミュニティ拠点

人口構造の高齢化にともない、日常の生活行動圏における商業業務機能や文化的機能が有効に機能し、住民生活の利便性を高めていくことが必要とされます。

このため、地域毎にコミュニティ拠点を位置づけ、商業・文化・防災・福祉などの都市機能の集積を図ります。

### ③レクリエーション拠点

都市住民の福祉を増進する観点から、住民生活に潤いをもたらす余暇活動が活発に行われる必要があります。

このため、レクリエーション拠点を位置づけ、スポーツ・自然体験・休養・文化交流などの機能の集積や利便性の向上を図ります。

---

### ④新産業拠点候補地

既存企業の拡張や新たな企業進出の要望に応じ、雇用を創出する観点から、新たに産業を集積する必要があります。

このため、新たな産業による活力ある発展を図るため、東毛広域幹線道路沿道と工業地に隣接する吉田地区について、新産業拠点候補地として検討します。

---

## 2) 都市軸形成の考え方

都市軸は、人・物が円滑に移動・交流するための動線であり、都市活動を支える線として、以下の考え方によって都市軸を設定します。

---

### ①広域都市軸

広域的な都市間を結ぶ自動車交通を円滑に処理するため、主要幹線道路及び幹線道路を広域都市軸として設定します。

---

### ②中央都市軸

本町の都市活動拠点を連絡する道路については、円滑な移動を実現するとともに、都市活動拠点相互の連携を図るため、沿道部における機能集積を促進する中央都市軸として設定します。

---

### ③生活都市軸

本町の都市拠点間を連絡する道路については、住民の日常生活圏における生活の快適性・利便性を確保するための道路を生活都市軸として設定します。

---

### ④水と緑の自然軸

レクリエーション拠点相互を連絡する河川等については、緑化等により住民が日常的に安らぎを得られる空間形成を目指す水と緑の自然軸として設定します。

---

### 3) ゾーン形成の考え方

ゾーンは、土地利用の明確化と純化を図るための区域であり、土地利用を誘導する面として、以下の考え方によってゾーンを設定します。

なお、本マスタープランでは総合計画に示された「土地利用の基本方針」を、ゾーン形成の考え方とします。

#### ①住居系ゾーン

人口動向を踏まえながら、他の土地利用との調和や自然環境の保全に十分配慮し、若者や子育て世代も含めた多くの人々が満足できる良好な住宅地の確保に努めます。

また、市街地の一部に見られる低・未利用地については、市街地の基盤整備などを通じて、土地の有効活用の促進に努めます。

#### ②商業系ゾーン

鉄道駅周辺部や幹線道路の沿道部などの地域については、良好な商業・業務等の機能集積地として、今後の人口動向を踏まえ、住民ニーズに合わせた買い物利便の向上に努めるとともに、商業活性化に向け、事業者と十分な協議・調整を図り、にぎわいと魅力ある商業地の形成に努めます。

#### ③工業系ゾーン

大規模工業団地を中心として、工場が集積する工業系の地域については、雇用の場の確保や豊かで安定した生活を営むための経済基盤であることから、就労環境を踏まえながら、事業者や関係者と十分な協議・調整を図り、新たな工業地の確保、拡充に努めます。

なお、確保や拡充にあたっては、公害の防止策を講じることはもとより、自然環境の保全、周辺地域との調和に十分配慮します。

#### ④農業系ゾーン

農地は、食料供給の場としてだけでなく、国土保全や都市生活に潤いを与える公益的機能を有しており、また、他の地目へ変更すると元の地目に戻すことが容易ではない性質（土地利用の不可逆性）を持っています。

本町は、群馬県下で最も人口密度が高く、今後の人口動向に対応できるよう、本町の特性を生かした、総合的かつ計画的な土地利用が求められます。

このため、農業系地域については、農地の多面的機能や自然環境の保全に十分に配慮しながら、土地の有効活用を推進します。

また、東毛広域幹線道路の沿道部や既存の工業地に隣接する部分については、今後の社会情勢などの動向を見極めながら、新たな土地利用のあり方について検討します。

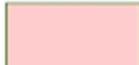
## (2) 将来都市構造の設定

将来都市構造を以下のとおり設定します。

	種別	対応する地区	主な機能・方向性
都市拠点	都市活動拠点	西小泉駅周辺地区 東小泉駅周辺地区	交通結節機能 商業業務機能 広域交流機能
	コミュニティ拠点	西小学校周辺地区 南小学校周辺地区	コミュニティ機能 近隣商業機能 文化・交流機能
	レクリエーション 拠点	城之内公園 いずみ総合公園 文化むら周辺地区 とね運動場	スポーツレクリエーション機能 文化・交流機能 自然体験機能 休養機能
	新産業拠点候補地	東毛広域幹線道路沿道の上小泉地区 工業地に隣接する吉田地区	新たな産業集積地の検討
都市軸	広域都市軸	(都)東毛広域幹線道路(国道354号) (都)只上上小泉線(国道122号) (都)矢場古戸線 (都)太田妻沼線(国道407号) (仮)両毛中央幹線 (仮)西邑楽三町地域広域幹線産業道路	円滑な交通の実現 沿道環境への配慮
	中央都市軸	(都)大泉尾島線(県道綿貫篠塚線)	円滑な交通の実現 快適な歩行空間の確保 シンボリックな景観の形成 適正な沿道土地利用の誘導
	生活都市軸	(都)下小泉吉田線 (都)東別所坂田線 (都)小舞木寄木戸線 (都)東別所仙石線 (都)上小泉古海線 (都)吉田小泉線 (都)矢場古戸線 (都)松塚原前線	円滑な交通の実現 快適な歩行空間の確保 適正な沿道土地利用の誘導
	水と緑の自然軸	いずみ緑道 分水堀緑道 利根川 休泊川	アメニティの高い空間形成 親水・親緑機能
ゾーン	住居系ゾーン	概ね現行の住居系用途地域	快適な生活を支える都市基盤の形成、低・未利用地の有効利用
	商業系ゾーン	概ね現行の商業系用途地域	魅力ある商業・業務地の形成
	工業系ゾーン	概ね現行の工業系用途地域	操業環境の確保、周辺市街地との調和
	農業系ゾーン	概ね現行の市街化調整区域	農地・営農環境の保全

# 【将来都市構造図】



- |   |            |   |         |   |        |
|---|------------|---|---------|---|--------|
|  | 都市活動拠点     |  | 広域都市軸   |  | 住居系ゾーン |
|  | コミュニティ拠点   |  | 中央都市軸   |  | 商業系ゾーン |
|  | レクリエーション拠点 |  | 生活都市軸   |  | 工業系ゾーン |
|  | 新産業拠点候補地   |  | 水と緑の自然軸 |  | 農業系ゾーン |

I 計画の概要と位置づけ
II 町の現況
III 町の課題
IV 第二次都市づくり構想
V 実現化の方策

## 4 土地利用の方針

### (1) 土地利用の方針

将来都市構造の実現に向けて、現在の用途地域による規制・誘導状況を基本とし、土地利用の方針を以下のとおり定めます。

#### 1) 住宅地

##### ①専用住宅地

戸建住宅地及び集合住宅地が形成されている地域、あるいは、今後、戸建住宅地及び集合住宅地が形成される地域を、専用住宅地と位置づけます。

専用住宅地では、良好な住環境を保全する観点から、現在の用途地域規制を維持することにより、生活環境を阻害する施設の立地を規制します。

また、より良好な生活環境を創出するため、住民主体の取り組みを促す観点から、地区計画制度の普及啓発に努めて、建築物の建て方や形態制限・宅地内緑化・景観形成等に関するルールづくりを支援します。

なお、古海第二地区については、地区計画に基づき、戸建て住宅を中心とした良好な住宅地の形成を図ります。

##### ②複合住宅地

戸建住宅地及び集合住宅地に加えて、地域住民の日常生活を支えるための一定規模までの商業・業務施設等の立地を許容する地域を、複合住宅地と位置づけます。

複合住宅地では、身近で日用品の買物活動を行うことができる利便性の高い住環境の形成を図るとともに、居住環境に悪影響を及ぼす施設の立地を制限する観点から地区計画制度の普及に努めます。

また、土地利用の動向を踏まえながら、店舗、事務所等が少なく、主に住宅が立地している区域を対象として、用途地域の指定変更による専用住宅地への純化を図ります。

##### ③沿道複合住宅地

主要な道路の沿線については、基盤整備に応じた適切な土地利用を促すとともに、後背の住宅地の生活環境を保全する観点から、複合的な土地利用や一定規模の建築物を許容する沿道複合住宅地と位置づけます。

沿道複合住宅地では、自動車による買い物行動に対応した商業・業務施設を誘導するとともに、本町の個性を活かした沿道空間の形成を図ります。

## 2) 商業・業務地

鉄道駅の周辺部や幹線道路の沿道部など、多くの人々が集散する地域については、商業・業務活動の利便を図る観点から、商業・業務機能の高度化を図る商業・業務地と位置づけます。

商業・業務地では、活発な都市活動を支援するために、様々な業種・業態の商業・業務施設の誘導・集積を図るとともに、本町の都市活動拠点にふさわしい活力と賑わいのある市街地の形成を図ります。

## 3) 工業地

### ①工業専用地

大規模な工場が集積する地域については、産業活動を維持する観点から、工業専用地と位置づけます。

工業専用地では、周辺市街地との調和に配慮しながら、大規模な工場ないしは工業団地としての機能を十分に発揮しうよう、操業環境の維持に努めます。

### ②複合工業地

工業専用地の周辺に広がる、中小工場や住宅等の施設が混在する地域については、産業活動と住環境の調和を図るための複合工業地と位置づけます。

複合工業地では、土地利用の動向を見極めながら、産業活動と住環境の調和を図りつつ、長期的には工場と住宅の分離を図るため、街区単位での地区計画の導入や用途地域の見直しについても検討します。

## 4) 農地

農業生産の基盤である市街化調整区域内の土地を、農業生産とともに市街地の環境保全に資する農地と位置づけます。

農地では、無秩序な市街化を抑制することにより、営農環境の保全に努めます。

なお、東毛広域幹線道路の沿道部と工業地に隣接する吉田地区については、新産業拠点候補地として検討します。

## 5) 緑地

緑道や公園、利根川の河川空間を緑地と位置づけます。

緑地では、住民の憩いの場であるとともに、都市防災の拠点となるオープンスペースとして、自然環境の保全を図ります。

【土地利用方針図】



## (2) 市街地区分の設定

本町の市街地区分については、将来人口の見通しを踏まえつつ、市街化の現状や市街地の整備計画等を考慮して、将来の市街地区分を検討します。

なお、東毛広域幹線道路の沿道部や工業地に隣接する地域において、新たな産業集積地の土地利用を図る場合には、人口フレーム等に留意しながら、乱開発とならないように、市街化区域の拡大と適正な土地利用規制や誘導を検討します。

## (3) 市街地の整備方針

市街地においては、現在の環境を維持・増進する観点から、生活基盤施設の維持管理等に努めます。

また、住民や地権者の自発的な取り組みによる住宅地の土地利用の高度化や、魅力ある商業・業務地の形成に向けた市街地の再整備を促進します。

住民が快適に生活できる市街地を形成する観点から、西部地区などの都市基盤整備が不十分な地区については、道路・公園等の基盤施設の整備を図るため、土地区画整理事業や地区計画等の導入による都市環境の改善に努めます。

なお、本町の活力ある発展と住民生活の利便性向上を図る観点から、新たな土地利用の需要に対応して、東毛広域幹線道路の沿道部や工業地の隣接地等において、市街化区域の拡大や土地利用規制の変更を行う際には、その開発計画を明らかにするとともに、周辺住民・地権者等の合意形成を図ることを基本とします。

## 5 都市施設の整備方針

### (1) 道路・交通体系の整備方針

#### 1) 体系的な道路網の整備推進

本町の道路網の整備については、平成 27 年に主要幹線道路である東毛広域幹線道路が開通したことにより、交通の利便性が向上し、県道綿貫篠塚線（旧国道 354 号）の渋滞を緩和することができました。

今後、町内の大規模工場周辺に集中する大型車両交通と、住民の日常生活を支える交通が混在するなどの問題を解決するため、以下の方針により道路の整備に努めます。

#### ①骨格となる主要幹線道路の整備

本町と周辺都市、あるいは本町を通過する広域間の交通需要に対応する観点から、関係機関と協力のもと安全で円滑な交通環境の維持に努めます。

#### ②市街地の中心となる幹線道路の整備

主要幹線道路を補完するとともに、活発な都市的活動や中心市街地の形成を促す観点から、自動車交通の円滑化に加えて、安全で潤いのある道路空間を再整備することにより、歩行者や自転車等の多様な交通手段による安全で快適な交通環境の実現を図ります。

#### ③町内交通を処理する補助幹線道路網の整備

経年劣化した都市計画道路の改修については、交通の安全を確保していく観点から、地下埋設物の更新時期と調整を図りあわせて更新するなど、計画的・効率的な維持管理に取り組みます。

主要幹線道路と幹線道路を補完するとともに、町内に集中する交通を主要幹線道路に連絡させる観点から、東別所坂田線・小舞木寄木戸線・吉田小泉線・松塚原前線等の都市計画道路の整備に努めます。

この際に、長期未着手の都市計画道路については、必要性及び実現性を検証し、見直しも合わせて検討します。

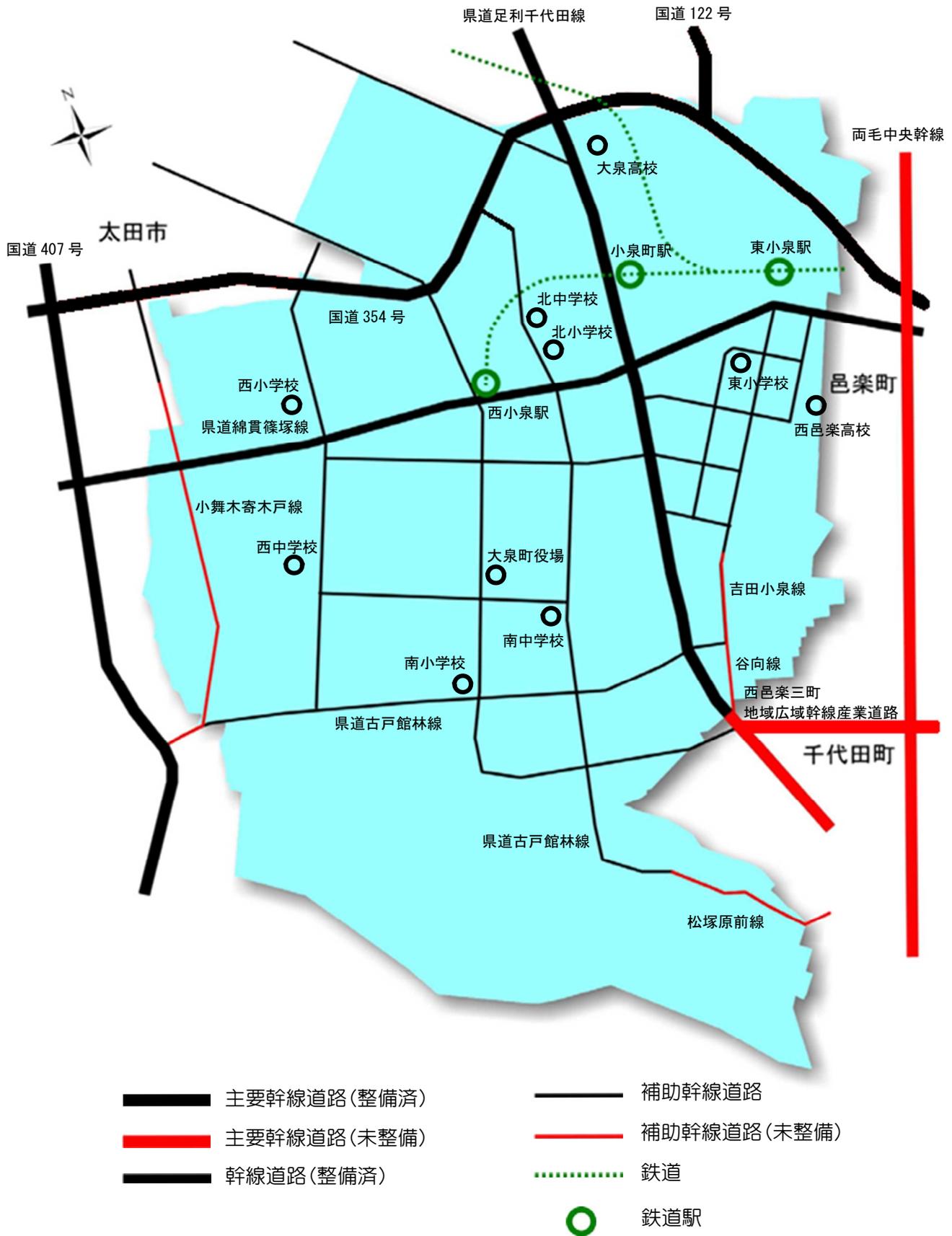
#### ④住民に身近な生活道路の整備

住民に身近な生活道路は、適切な維持管理に努め、安全確保に取り組みます。

一部地域にみられる狭あいな道路などについては、安全で円滑な交通を妨げるばかりか、消防自動車等の活動が阻害されるなど、安全面での問題も懸念されています。

このため、土地区画整理事業等の導入による総合的な市街地環境の改善が前提となりますが、喫緊の課題箇所については、線形改良や拡幅改良等に取り組みます。

# 【交通体系の整備方針図】



- I 計画の概要と位置づけ
- II 町の現況
- III 町の課題
- IV 第二次都市づくり構想
- V 実現化の方策

## 2) 環境負荷の小さい快適な交通体系の構築

本町の住民の交通手段の大部分は、自家用車に大きく依存しているのが現状です。

しかし、地球規模での環境問題への対応や高齢者をはじめとする交通弱者に対応した快適で安全な交通体系を構築していくことが求められており、公共交通をはじめとした交通手段の環境改善に努めます。

### ① 快適で安全な歩行者空間の創出

幹線道路を中心とした道路整備については、誰もが安全に利用できるように、歩車道間の段差の解消や交通安全施設の充実に努めます。

また、市街地内の河川・水路等を活用した遊歩道の整備や街路樹による道路緑化など、周辺環境に調和した快適で安全な道路空間の創出に努めます。

### ② 自転車利用の促進

歩車道間の段差の解消や自転車走行レーンの確保などにより、自転車の走行環境の改善を図るとともに、本町の平坦な地形や小さいエリアである特性を活かし、環境負荷の少ない自転車の利用を促進します。

### ③ 交通結節点の環境整備

本町の玄関口となる3つの鉄道駅については、駅前広場の拡充や駐車場・駐輪場の確保などを検討し、公共交通機関の利便性の向上を目指します。

### ④ バス交通のサービス水準の向上

全ての住民が身近に利用できる公共交通機関として、住民の利用実態を踏まえながらバス利用の利便性を高め、住民の積極的な利用を働きかけます。

また、生活利便施設等へのアクセス向上を推進します。

### ⑤ 鉄道交通のサービス水準の向上

本町の唯一の鉄道である東武小泉線について、関係機関に対して、利用者増加に向けた啓発活動等に協力するとともに、運行本数の増便など、利便性向上等の要望を行います。

## 3) 館林都市計画圏との連携

本町は、隣接する千代田町、邑楽町と連携し、産業流通の円滑化に努めます。

### ① 西邑楽三町（大泉町・千代田町・邑楽町）地域広域幹線産業道路の整備

西邑楽三町地域広域幹線産業道路については、隣接する工業地や住宅地の開発の増加に伴い、東西軸の流通をより一層効率的にするため、新たな広域幹線産業道路整備の実現に取り組みます。

## (2) 公園・緑地の整備方針

本町の公園・緑地は、土地区画整理事業等の推進により公園整備が進められるとともに、鉄道廃線敷地を活用したいずみ緑道が整備されるなど、住民の誰もが利用できる身近な憩いの場として親しまれています。

今後は、公園未整備地区における身近な憩いの場の確保を目指すとともに、既存公園施設の利用状況などを踏まえた機能更新を進めます。

### 1) 都市公園・広場・緑地の整備の推進

面的整備事業の未実施にともない公園整備が遅れている地区については、土地区画整理事業等により新たな公園・緑地の創出を図ります。また、公共施設用地を活用したオープンスペースの提供等様々な手法の検討によって、身近な憩いの場の確保に努めます。

### 2) 既設公園の機能更新

既設公園については、住民が安心して利用できる公園としての適切な維持管理に取り組みます。

なお、老朽化等により遊具の更新などが必要となった際には、公園の利用状況等を踏まえて、健康増進のための遊具の設置を行うなど、子どもからお年寄りまで誰もが楽しめる身近な憩いの場としての機能充実を図ります。

また、備蓄倉庫や防火水槽の整備等、災害時に備えた機能更新についても計画的に進めます。

### 3) 自然地・農地の活用

利根川河川敷については、本町の骨格的な自然軸であり、住民のレクリエーションの場としての保全・活用を図ります。

また、市街地内を流れる休泊川や新谷田川については、治水機能の向上を図るとともに、住民に身近な水辺として遊歩道整備などにより活用を図ります。

市街地内に現存する、遊休化している農地については、市民農園等としての活用を検討します。

### (3) 下水道・河川の整備方針

#### 1) 公共下水道の整備・普及

本町の下水道事業は、快適な生活環境の形成と河川等の水質保全を図るため、市街地全域での下水処理を開始できるよう推進するとともに、浸水被害の対策を図るため、雨水計画について検討します。

また、公共下水道が整備されている区域については、十分な整備効果が得られるよう下水道への接続を働きかけます。

#### 2) 治水対策の推進

利根川をはじめ、休泊川・新堀川の未改修区間については、関係機関との協力のもと整備を促進します。

また、開発行為にともなう流出抑制施設の設置、道路改修時の透水性舗装の採用、雨水排水路の新設、農業用水路の改修、新たな洪水調整池の設置など総合的・広域的な治水対策に取り組み、市街地の治水機能の向上に努めます。

#### 3) 河川の管理体制の強化

関係機関や近隣自治体との協力のもと、河川の管理体制の充実・強化を目指します。

また、水質汚濁の主因となっている家庭雑排水の処理方法の見直しや地域ぐるみの浄化対策など、河川等の水質保全に向けて取り組みます。

#### 4) 水とふれあうことのできる空間の創出

河川敷の遊歩道化や一部公園化を図るなど、住民が身近に水と触れ合うことができる空間の創出に努めます。

また、下水道の早期普及を図ることにより、河川等の水質保全を図り、多様な生物の生息できる環境や、子どもたちが水遊びを楽しめる空間の整備など、人と自然が共生する河川や水路の整備を図ります。



## 6 都市環境の形成方針

### (1) 安全・安心な生活環境の形成方針

#### 1) 防災性の高い市街地の形成

道路の未整備等の理由から消防活動の困難が予想される区域については、狭あい道路の拡幅整備等を推進するほか、建築物の耐震化と不燃化を促進するとともに、高度利用を図るべき区域における防火・準防火地域指定を検討します。

また、浸水被害を防ぐ観点から、市街地における雨水排水施設の整備を進めるとともに、浸透性のある地表面の確保に努めるなど、総合的な排水対策を進めます。

#### 2) 円滑な避難行動の実現

非常時の円滑な情報伝達や避難行動を可能とするために、災害情報システムを安定的かつ継続的に管理、運用するとともに、避難所・避難場所については、防災備蓄の充実や周辺の建築物における安全対策等の実施に努めます。

また、住民の円滑な避難や支援・復旧活動を可能とするため、避難路の沿道建物の耐震化など、住民の防災意識の向上を図るとともに、災害発生時における迅速な避難行動ができるよう、防災行政無線や安全安心メールの効果的な運用に努めます。

#### 3) 防犯性の高い市街地の実現

犯罪の無いまちを実現する観点から、防犯性の高い建物や公園等の整備に努め、街路灯・防犯灯の整備や、防犯上の危険箇所への防犯カメラの設置等を検討するとともに、住民との協力によるパトロールの実施など地域住民と行政が一体となって、防犯性の高い市街地の実現を目指します。

## (2) 美しい街並みの形成方針

### 1) 景観拠点の形成

城之内公園やいずみ緑道・利根川等の本町の特徴的な景観資源については、その保全を図るとともに、魅力的な景観形成を図ります。

また、西小泉駅をはじめとする鉄道駅周辺においては、本町の玄関ともいえる地区であることから、周辺住民と協力しながら、本町の玄関口としてふさわしい、賑わいと活力が感じられる景観形成に努めます。

### 2) 景観軸の形成

本町のメインストリートとなる県道綿貫篠塚線（旧国道354号）をはじめとした、幹線道路の沿道部においては、各沿道の特性に配慮しながら、魅力的な商業業務機能の立地を促すとともに、商店街組合や沿道事業者等の協力のもと、効果的な緑化や沿道建物の外観に関するルールづくりを進め、幹線道路沿道における良好な景観の形成・維持に努めます。

また、市街地内を流れる休泊川と新谷田川については、良好な水辺景観の維持に努めます。

### 3) 景観づくりへの支援

地域住民による協議と合意形成に基づき、「落ち着いた住宅地」や「活力ある商業地」等、その性格に応じた景観形成が行われるように、建物の建て方・色使い・屋外広告物の設置などに関するルールづくりと運用を支援します。

また、住民の発意による景観づくりが円滑に進められるように、地域住民による土地利用や景観形成に関するルールづくりを支援します。

## (3) 快適で住みやすい安全な都市づくりの方針

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすための基盤づくりを進める観点から、公共施設における障害者向けの駐車スペースの確保を進めるとともに、幹線道路における歩行者空間のバリアフリー化などを推進します。